

八女市東部地域包括支援センター
感染症の予防及びまん延防止のための指針

令和6年10月30日

この指針は、感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、八女市東部地域包括支援センター（以下「地域包括支援センター」という。）内における感染予防体制を確立するために定める。地域包括支援センターの職員は、本指針に従い、業務にあたる。

1 感染管理体制

（１） 感染対策委員会の設置・運営

ア 目的

地域包括支援センター内の感染症の発生や感染拡大を防止するために、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。なお、この委員会は八女市東部地域包括支援センター業務継続対策委員会を兼ねることができる。

イ 活動内容

- （ア） 地域包括支援センターの事業実施にあたり、感染症発生時の課題を明確にし、感染対策の方針・計画を定める。
- （イ） 感染予防に関する決定事項や具体的対策は、地域包括支援センター内において周知する。
- （ウ） 地域包括支援センターにおいて、職員と感染症発生時の課題及び課題意識を共有し、解決策を検討する。
- （エ） 適宜、利用者及び職員の健康状態を把握する。
- （オ） 感染症発生時には、適切に対処するとともに、感染対策及び拡大防止の指揮の役割を担う。
- （カ） その他、感染関連の検討が必要な場合に対処する。

ウ 委員会の構成委員

- （ア） 委員長は、地域包括支援センターの長が務める。
- （イ） 委員会の委員は、地域包括支援センターの職員で構成する。

エ 運営方法

- （ア） 委員会は、6 か月に1回開催する。また、感染症発生時には、必要

に応じて随時開催する。

(2) 役割分担

ア センター長 委員会の開催

イ 管理者 委員会開催のための各所への連絡と調整

ウ 保健師等 感染対策、医療情報の提供と感染対策の立案及び指導、利用者や職員の健康状態の把握

エ 上記以外の職員 担当する利用者の状況把握、感染対策の実施状況の把握及び周知

(3) 指針の整備

委員会は、感染に関する最新の情報を把握し、職員への研修や訓練を通して課題を見つけ、定期的に指針を見直し、更新する。

(4) 職員研修の実施

委員会は、職員へ感染対策の基本的内容を普及・啓発するとともに、本指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした以下の研修を行う。

ア 新規採用者に対する基本的な感染症予防等対策に関する研修

イ 全職員を対象とする年1回以上の感染症予防対策に関する研修

ウ 外部で実施されている研修への参加、その他必要に応じた研修

(5) 訓練

感染者発生時において迅速に行動できるよう、本指針に基づき、全職員を対象に年1回以上の訓練を実施する。

(6) 記録の保管

委員会の開催記録や地域包括支援センターにおける感染対策に関する記録は5年間保管する。

2 平常時の対応

(1) 地域包括支援センター内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心掛け、換気、清掃、消毒を定期的に行う。

(2) 職員の標準的な感染対策として、検温・手洗い・手指消毒・うがい・勤務中のマスクの着用を推奨する。

(3) 市の関係部署、保健所、医療機関等関係機関との連携体制を構築する。

3 感染症の発生時の対応

- (1) 感染症が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告する。
 - ア 職員又は利用者が感染した（感染疑いを含む。）ときは、速やかに状況について把握し、管理者に報告する。
 - イ 管理者は、報告を受けた場合、職員に必要な指示を行う。
 - ウ 市の関係部署、保健所、医療機関等関係機関と連携し、必要な対応を行う。
- (2) 感染症が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の手順に従って対応する。
 - ア 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の適切な処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
 - イ 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する場合は、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また、訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、アルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
 - ウ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れ、サービス利用の中止、またはサービスの内容の変更を行うこと。
 - エ 別に定める業務継続計画（BCP）に従い、適切な業務の継続に努めること。
- (3) 感染症等が発生したときは、必要に応じて職員への周知、家族への情報提供と状況の説明等を行う。
- (4) 報告が義務付けられている感染症等については、速やかに市の関係部署及び保健所へ報告し、指示を仰ぐほか今後の対応について相談する。

4 本指針の閲覧及び周知

- (1) 指針及び業務継続計画は、委員会において、定期的に見直し必要に応じて改正するものとする。
- (2) 本指針は、常時閲覧可能とし、地域包括支援センター内に備え付けるほか、市ホームページにも掲載する。

附 則

この指針は、令和6年4月1日から施行する。